

平成30年8月31日

お客さま各位

北星信用金庫

お客さま情報の紛失について

このたび、当金庫におきまして下記の通りお客さま情報を紛失していたことが判明いたしました。

このような事態を招きましたことを深くお詫び申し上げますとともに、役職員一同、今回の事態を厳粛に受け止め、情報管理体制および職員の啓発教育を徹底し、お客さま情報の管理に全力を挙げて取り組む所存でございます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

1. 紛失した情報の内容

預金保険法によって、信用金庫や銀行等すべての金融機関は、平時からお客さまの氏名、住所、生年月日、電話番号などのデータを整備しておくことが義務付けられています。

今回紛失した情報につきましては、このうち連絡が取れなかったお客さま48名の方に関する未整備のままの情報で、その内容については下表のとおりです。

書類名		顧客確認作業票	返送された封筒	顧客総合照会票
店舗名、先数				
本店	47先	47枚	47通	47枚
永山支店	1先	1枚	1通	1枚
計	48先	48枚	48通	48枚

2. 書類に含まれる情報

お客さま番号、お名前、ご住所、生年月日、お電話番号、ご預金残高

3. 発生の経緯

調査にあたって作成した作業票等の資料の保存期間については、その後の継続調査によって未整備のデータが補完されるかまたは預金取引終了時から5年としております。

しかしながら、当時の担当者の認識相違から、データ補完前または取引終了前の「作業票等」についても5年の保存期間と思い込み廃棄したものと考えられます。

4. お客さまへの影響

調査の結果、既に廃棄処分された可能性が高く外部に流出した可能性は低いものと思われまます。

また、当該文書に関わるお問い合わせや、本紛失によるお客さま情報の不正利用などの事例はございません。

5. 再発防止策

このたびのお客さま情報紛失を厳粛に受け止め、再発防止と信頼回復に向け、全役職員を対象とした顧客情報管理に関する教育をさらに充実させるとともに、お客さま情報管理の厳正化を再徹底いたします。

以上

本件に関するお問い合わせ窓口

北星信用金庫 経営管理部 電話：01654-2-1111

お問い合わせ時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除きます）